

HSAJAPAN インストラクターハンドブック (2025年版)

※本ハンドブックは随時更新されます。最新版の確認と遵守をお願いいたします。

1. はじめに

本ハンドブックは、特定非営利活動法人HSA JAPANの認定インストラクターとして活動する皆様が、その理念と基準を深く理解し、安全かつ質の高い指導を提供するための包括的な指針です。

HSAJAPANは、世界最大のハンディキャップダイビング指導団体であるHandicapped Scuba Association International（米国法人）の日本における正式なパートナーとして、障害を持つ人々のダイビング活動を支援し、その可能性を広げるという重要な使命を担っています。

2. HSAの理念と組織構造

2.1 HSAの理念

HSAは1975年の創設以来、障害の有無にかかわらず、すべての人がダイビングの素晴らしさを体験できる社会を目指してきました。その活動は、単なるスポーツの提供に留まりません。

HSAの掲げるミッション：

- 身体能力と持久力に挑戦することにより、障害を持つ人々の健康とフィットネスを向上させること
- スポーツに積極的に参加する機会を提供することにより、障害を持つ人々の生活の質を向上させること
- 自分や他の人が考えられなかったスポーツへのアクセスを促進することにより、障害を持つ人々とその有能な仲間との間の「競争の場を平等にする」こと

- 障害を持つ人々が、多くの人々ができないスポーツで達成できるようにすることによって、他の人生の課題（教育、雇用、旅行、スポーツ）を追求するように動機づけること
- 社会の主流に障害者の能力と可能性を紹介する

2.2 組織構造と法的関係

特定非営利活動法人HSA JAPANとHandicapped Scuba Association Internationalは、正式に認められたメンバーシップ制のもと、資格に応じて契約を締結しています。

両組織は、HSAの理念と伝統を尊重し、米国と日本で互いにパートナーとして協力しながら事業を推進し、ダイビングの発展に貢献することを基本姿勢としています。

3. メンバー契約制度

3.1 メンバー契約の概要

HSAJAPANとの関係は、**メンバー契約のみ**となります。

メンバー契約とは、特定非営利活動法人HSA JAPANとの間で、個人がHSAインストラクター、ダイブマスター、ダイブバディなどの資格に基づいて活動するための契約です。

日本語資料を利用してメンバーとしてダイビング活動を実施する場合、またはHSA JAPANの提供する事業活動に参加することを希望する場合には、特定非営利活動法人HSA JAPANと契約を行う必要があります。

3.2 HSAメンバーの種類と活動範囲

インストラクター - 活動内容：HSAの教育システムに基づく講習の企画・実施・認定 - 権限と責任：ダイビング教育に責任を持ち、受講生の安全と技術習得を確保。HSA JAPANおよびHSA Internationalの定める基準・方針に従うことが必須

ダイブマスター - 活動内容：HSAインストラクターの指導下での活動補助 - 権限と責任：講習におけるアシスト、体験ダイビングのサポート、ダイビングツアーでの安全管理。独自の講習実施権限は持たない

ダイブバディ - 活動内容：障害のあるダイバーの安全サポート - 権限と責任：アダプテッド・スクーバの場で信頼できるバディとして行動。障害のあるダイバーと健常ダイバー双

方の安全を支える中心的立場

4. HSA認定コース体系

HSAでは、ダイバーのレベルや目的に応じて、体系的なコースを提供しています。

4.1 一般向けコース

アダプティブスクーバ - 初心者や水に不安のある方向けの入門コース

オープンウォーターコース - 自立したダイバーとしての基礎知識と技術を習得

ダイブバディ - 障害を持つダイバーをサポートするための専門技術を学習

アドバンスド・スキューバ - 更なる経験と技術向上を目指す

スペシャリティ - 特定分野の専門知識を深める

4.2 プロ向けコース

ダイブ・マスター - プロとしての第一歩。ガイドやアシスタントの能力を養成

アシスタント・インストラクター - インストラクターを補助し、指導経験を積む

HSAインストラクターコース(ITC) - 障害者ダイビング指導の専門家を養成するコアコース

HSAコースディレクターコース(CDTC) - ITCを指導する最高レベルの指導者を養成

5. メンバーの権利と義務

5.1 権利

教育活動 HSAの基準に従い、講習・認定・サポートなどの教育活動を実施する権利があります。インストラクターはHSAコースの開催および認定を行うことができ、ダイブマスターおよびダイブバディは所定の範囲で講習やダイビング活動を補助できます。

教材・商標の使用 HSAの教材・商標・標章・サービスマークを、HSA JAPANの定めるガイドラインに従って使用することができます。これらは教育活動や広報活動において、HSAメンバーであることを明示するために使用可能です。

サポートの利用 HSA JAPANが提供する教材・保険・ノウハウ・活動支援などのサービスを利用できます。HSA Internationalが認定するグローバルなネットワークに基づき、世界各国のHSA活動と連携することが可能です。

5.2 義務

安全の確保 ダイビング活動において、常に安全を最優先し、HSA基準に則った教育・サポートを行うことが必須です。

基準・規則の遵守 HSA JAPANおよびHSA Internationalが定める基準・方針を遵守し、教材や商標を使用する際にはガイドラインを守る必要があります。

契約更新と年会費 毎年 of 契約更新手続きを行い、所定の年会費・更新料を納める義務があります。金額については別紙「料金表」にて定められます。

保険加入 現役メンバー（ACTIVE）として活動する場合、所定の保険に加入する義務があります。

信用の保持 HSAの理念を尊重し、会員としてふさわしい品位・行動を維持し、顧客や他メンバーの信頼を損なう行為をしてはなりません。

6. 商標および著作権に関する規定

6.1 商標について

HSAの商標・標章・サービスマークおよび関連する知的財産権は、Handicapped Scuba Association Internationalが保有し、日本国内においては特定非営利活動法人HSA JAPANが管理します。

メンバーは、HSA JAPANが定めるガイドラインに従い、商標やロゴを使用することができます。

使用範囲 商標の使用は、HSAの教育活動・広報活動・事業活動に関連する正当な範囲に限られます。

禁止事項 商標を個人的または営利目的で不正に使用することは禁止されます。

6.2 著作権について

HSAの教材、マニュアル、指導資料、翻訳物およびその他の著作物は、Handicapped Scuba Association Internationalに著作権が帰属します。

日本においては、特定非営利活動法人HSA JAPANが著作権の管理および翻訳権を有します。

使用許可 メンバーは、教材や資料を教育・研修の目的で使用する事が認められます。

禁止事項 以下の行為は禁止されます： - 無断複製、改変、頒布 - 商用目的での転用 - 他団体や第三者への権利譲渡

使用条件 教材や資料を使用する際は、必ず最新版を使用し、HSA JAPANが定める規定に従わなければなりません。

6.3 アダプテッドスクーバ®に関する特別規定

重要事項 アダプテッドスクーバ®の利用開催に関しては、ダイブウェイズ株式会社とHSAJAPANが共に障害者向けに開発した知的財産を有するものです。

厳格な使用制限 仮にダイブウェイズのフルフェイスマスクを入手したとしても、HSAJAPANの管理下以外での使用は一切認められません。

法的措置の実施 HSAを退会した者がアダプテッドスクーバ®に関する権利を行使した場合には、**法的処置を行います**。この規定に違反した場合、知的財産権侵害として厳正に対処いたします。

6.4 類似団体の設立制限について

法的根拠 不正競争防止法第2条第1項第1号および第2号に基づき、HSAの名称、商標、事業内容と類似する団体の設立は法的に制限されます。

商標法上の保護 HSAの商標は日本国内において特定非営利活動法人HSA JAPANが管理しており、商標法第25条により、類似する商標の使用は禁止されています。

一般常識に基づく制限事項 - HSAの名称や略称を含む団体名の使用禁止 - HSAと混同を生じさせる可能性のある団体名・事業内容の採用禁止 - HSAの教育システムや認定制度を模倣した事業の実施禁止 - HSAの理念や活動内容を無断で流用した団体運営の禁止

民法上の不法行為 HSAの信用や営業上の利益を侵害する類似団体の設立は、民法第709条の対象となり、損害賠償請求の根拠となります。

退会者による類似団体設立の禁止 HSA退会者が、HSAで得た知識、経験、人脈を利用してHSAと類似する団体を設立することは、信義則に反する行為として法的責任を問われる可能性があります。

6.5 違反に対する措置

商標・著作権に関する規定に違反した場合、資格停止や契約解除、損害賠償請求などの措置が取られることがあります。

違反行為の有無および処分の内容は、特定非営利活動法人HSA JAPANが審査・決定します。

7. 保険と安全管理

7.1 保険加入

現役メンバー（ACTIVE）は、活動を行うにあたり所定の保険に加入する義務があります。

保険は、HSAの教育活動およびダイビング活動において発生し得る事故や損害に対応するものとします。

保険の種類・補償範囲・条件については、HSA JAPANが別途指定する内容に従うものとします。

7.2 安全管理

メンバーは、常に安全を最優先とし、HSA InternationalおよびHSA JAPANが定める基準・規則を遵守して活動しなければなりません。

ダイビング活動においては、障害の有無に関わらず全ての参加者が安心できる環境を提供しなければなりません。

安全確保の徹底事項 - 器材の点検・整備の実施 - 緊急時対応手順の理解と訓練 - 講習・ツアーにおける人数制限と監督体制の遵守

メンバーは、活動に参加するダイバーや受講生に対し、必要に応じて事前説明を行い、安全意識を高める責任を負います。

7.3 事故・トラブル発生時の対応

事故やトラブルが発生した場合は、直ちに適切な応急対応を行い、必要に応じて関係機関へ連絡します。

発生した事案については、速やかにHSA JAPANへ報告する義務があります。

重大事故については、HSA JAPANが調査・審査を行い、必要に応じて処分や改善措置を決定します。

7.4 義務違反への対応

保険未加入のまま活動した場合、または安全管理規則に違反した場合、資格停止や契約解除の対象となることがあります。

安全管理義務違反により損害が発生した場合、当該メンバーは責任を負うことがあります。

8. 資格停止・契約解除に関する規定

以下の場合、メンバー資格は停止または契約解除となる場合があります：

- HSAの基準・規則に違反した場合
- 不正行為や虚偽申告を行った場合
- HSAの信用を著しく損なう行為を行った場合
- 契約更新手続きや年会費納入を怠った場合
- 保険未加入のまま活動した場合
- 安全管理規則に違反した場合
- 商標・著作権に関する規定に違反した場合
- アダプテッドスクーバ®の知的財産権を侵害した場合
- HSAと類似する団体の設立または運営に関与した場合

資格停止・解除の判断は、特定非営利活動法人HSA JAPANが行います。

9. 認定ダイバー情報の取扱い

特定非営利活動法人HSA JAPANが所有する認定ダイバーの情報提供は、**契約期間中のみ**です。

契約終了後は認定ダイバーに関する情報の提供はいたしません。

10. メンバー活動の基本原則

HSAのメンバーは、すべてHSA JAPANの契約およびHSA Internationalの基準に従って活動します。

講習や活動の際には、常に**安全・快適・インクルーシブ**の理念を尊重し、障害の有無に関わらずダイバーが共に楽しめる環境を提供することを目的とします。

HSAの教材、商標、ガイドラインを遵守し、正しい方法での教育・活動を推進することが求められます。

11. 同意書・署名欄

私は、本「HSAJAPANインストラクターハンドブック（2025年版）」の内容を完全に理解し、記載されたすべての規定、基準、義務を遵守することを誓約いたします。

特に、以下の事項について厳格に遵守することを確認いたします：

1. メンバー契約制度に基づく適切な活動の実施
2. 商標・著作権に関する規定の完全な遵守
3. **アダプテッドスクーバ®の知的財産権の厳格な保護**
4. **HSAと類似する団体の設立または運営への関与の禁止**
5. 保険加入義務および安全管理規則の徹底
6. 事故・トラブル発生時の適切な報告
7. HSAの理念に基づく品位ある行動の維持

本ハンドブックに違反した場合、資格停止・契約解除・法的措置等の処分を受けることを理解し、同意いたします。

本ハンドブックは随時更新されます。最新版の確認と遵守をお願いいたします。